

仕様書

1 件名

夕張市役所本庁舎の電力供給

2 概要

(1) 供給場所 夕張市本庁舎（夕張市本町4丁目2番地）（以下「甲」とする。）

(2) 用途 施設内使用電力

(3) 契約電力 145kw

(4) 電気方式等

ア 電気方式 交流3相3線式

イ 標準電圧 6,000V

ウ 周波数 50Hz

エ 本線 1回線

(5) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

北海道電力株式会社の41画47区68図52番12の73号柱より引込みの甲の構内第1号柱に施設した甲の区分開閉器電源側接続点

3 供給方法

(1) 契約方法 単価契約（基本料金単価及び電力量料金単価）

(2) 予定使用電力量 392,000kWh/年

(3) 供給期間 令和8年4月1日0時から令和10年3月31日24時まで

(4) 電力の計量

ア 電力の使用に対する料金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び力率の計量は、供給場所に設置された計量器より行うものとする。

イ 計量日時は、毎月月末の24時とし、計量期間は、前月の計量から当月の計量までとする。

(5) 電気料金の算定

ア 電気料金の算定は、1か月（前月の計量から当月の計量の期間をいう。）電気使用量により算定し、毎月支払うものとする。

イ 電気料金は、次に掲げる料金（(ア)～(ウ)）を合算した額（当該金額に1円未満の端数がある場合、その端数を切り捨てた額）とする。

(ア) 基本料金

基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率（割引・割増）

(イ) 電力量料金

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

※燃料費調整額について、燃料費の変動により契約単価の調整を行う必要が生じた場合は、甲、電力供給者（以下「乙」する。）双方で協議の上決定する。ただし、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の燃料費調整額を超えない範囲で行う。

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金として、経済産業大臣が定めた額に基づくものとする。

(6) 支払条件

乙は、上記により算出された当該月分の料金を適法な請求書により速やかに甲に請求し、甲は請求書を受理した日より30日以内に支払う。

4 その他

(1) 契約期間

契約期間について、予算の範囲内で当該契約期間を変更することができ得る。

(2) 権利義務の譲渡等

乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、予め甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 契約電力及び契約単価の変更等

ア 契約電力を変更する必要があると認められる場合は、甲、乙協議の上、これを変更することが出来る。

イ 甲が契約電力を超えて使用した場合の超過料金の扱いは、甲、乙協議の上定める。

ウ 契約を締結した後において、予算上の都合等により契約単価が不適当とされたときは、甲、乙協議の上、契約単価を変更することができる。

(4) 通信設備等

送配電事業者の所有する計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」とする。）における本契約履行のための工事に係る費用は乙の負担で行う。

(5) 協議

その他、仕様書に定めのない事項については、乙の定める電力需給約款（高圧）（北海道エリア用）に準じるものとし、都度、甲、乙協議により定める。